



令和3年7月21日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 角井 伸一

室長補佐 鷹中 康博

担当係 安全衛生第一係（内線 7660、7662）

（代表電話） 03（5253）1111

（直通電話） 03（3595）3147

令和2年「労働安全衛生調査（実態調査）」の概況

目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	3 頁
【事業所調査】	
1 メンタルヘルス対策に関する事項	3 頁
2 化学物質のばく露防止対策に関する事項	6 頁
3 受動喫煙防止対策に関する事項	7 頁
4 長時間労働者に対する取組に関する事項	9 頁
5 高年齢労働者・外国人労働者に対する労働災害防止対策に関する事項	10 頁
【個人調査】	
1 仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項	12 頁
2 喫煙に関する事項	16 頁
主な用語の説明	17 頁

令和2年労働安全衛生調査（実態調査）の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html>)

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とすることを目的とするものである。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による「農業，林業」（林業に限る。）、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」

(3) 事業所

事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）の事業所を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者10人以上を雇用する民営事業所のうちから、産業、事業所規模別に層化して無作為に抽出した約14,000事業所

(4) 個人

上記(3)の事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者のうちから無作為に抽出した約18,000人

3 調査の対象期間

原則として令和2年10月31日現在とした。ただし、一部の事項については過去1年間（令和元年11月1日～令和2年10月31日）又は令和2年7月1日を含む1か月間を対象とした。

4 調査事項

(1) 事業所調査

企業及び事業所に関する事項、メンタルヘルス対策に関する事項、化学物質のばく露防止対策に関する事項、受動喫煙防止対策に関する事項、長時間労働者に対する取組に関する事項、安全衛生管理体制に関する事項、産業保健に関する事項、労働災害防止対策に関する事項

(2) 個人調査

労働者の属性等に関する事項、勤務の状況に関する事項、仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項、喫煙に関する事項、一般健康診断に関する事項

5 調査の方法

(1) 事業所調査

厚生労働省が直接、調査票を調査対象事業所へ郵送し、調査対象事業所において記入した後、厚生労働省に郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により提出する方法により実施した。

(2) 個人調査

厚生労働省が直接、調査票を個人調査の対象となった事業所へ郵送し、当該事業所が抽出要領に基づき、調査対象労働者を抽出して調査票を配布し、調査対象労働者が自ら調査票を記入し、封かんした後に、事業所がまとめて厚生労働省へ郵送又は調査対象労働者がインターネットを利用したオンライン報告方式(政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用)により提出する方法により実施した。

6 集計・推計方法

産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比を算出した。

7 調査系統

厚生労働省一報告者(事業所調査)

厚生労働省一調査対象事業所一報告者(個人調査)

8 有効回答率

事業所調査	:	調査対象数 13,934	有効回答数 8,009	有効回答率 57.5%
個人調査	:	調査対象数 18,395	有効回答数 8,917	有効回答率 48.5%

9 調査結果利用上の注意

(1) 表章記号について

- ① 「0.0」は、該当する数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たないことを示す。
 - ② 「-」は、該当する数値がないことを示す。
 - ③ 「…」は、過去の調査との比較可能な数値のないことを示す。
 - ④ 「*」印のある数値は、調査対象数が少ないため利用上注意を要することを示す。
- (2) 構成比は四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならないことがある。
 - (3) 「事業所規模」は、調査対象事業所において雇用する常用労働者と同事業所において受け入れている派遣労働者の合計人数により区分している。
 - (4) 本文中の年次は、以下の調査を示す。
平成30年…平成30年労働安全衛生調査(実態調査)

結果の概要

【事業所調査】

1 メンタルヘルス対策に関する事項

(1) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者の状況

過去1年間(令和元年11月1日から令和2年10月31日までの期間)にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者がいた事業所の割合は9.2%[平成30年調査10.3%]となっている。

このうち、連続1か月以上休業した労働者がいた事業所の割合は7.8%[同6.7%]、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%[同5.8%]となっている。

また、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者の割合は0.4%[同0.4%]、退職した労働者の割合は0.1%[同0.2%]となっている。(第1表)

第1表 過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者
又は退職した労働者がいた事業所割合及び労働者割合

(単位:%)

区 分	事業所計 ¹⁾	該当する労働者がいた	(複数回答)		常用労働者計	連続1か月以上休業した労働者 ²⁾	退職した労働者 ²⁾³⁾
			連続1か月以上休業した労働者がいた ²⁾	退職した労働者がいた ²⁾³⁾			
令和2年	100.0	9.2	7.8	3.7	100.0	0.4	0.1
(事業所規模)							
1,000人以上	100.0	90.3	88.9	64.4	100.0	0.7	0.1
500～999人	100.0	84.0	82.5	47.6	100.0	0.8	0.2
300～499人	100.0	66.9	63.8	27.4	100.0	0.6	0.1
100～299人	100.0	43.8	39.3	15.3	100.0	0.4	0.2
50～99人	100.0	24.5	20.1	8.8	100.0	0.4	0.2
30～49人	100.0	8.4	7.2	3.0	100.0	0.2	0.1
10～29人	100.0	4.2	3.3	2.0	100.0	0.2	0.1
(産業)							
農業、林業(林業に限る。)	100.0	8.1	7.0	3.9	100.0	0.3	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	4.8	3.2	2.3	100.0	0.3	0.1
建設業	100.0	7.3	6.6	3.0	100.0	0.4	0.1
製造業	100.0	13.7	11.6	5.0	100.0	0.5	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	21.6	21.6	3.9	100.0	0.8	0.1
情報通信業	100.0	25.7	24.5	12.1	100.0	0.9	0.3
運輸業、郵便業	100.0	8.9	7.8	1.8	100.0	0.3	0.0
卸売業、小売業	100.0	5.7	4.5	2.0	100.0	0.3	0.1
金融業、保険業	100.0	13.9	12.4	4.6	100.0	0.6	0.2
不動産業、物品賃貸業	100.0	8.6	8.3	3.0	100.0	0.5	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	14.8	13.8	4.2	100.0	0.7	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	4.1	4.1	2.3	100.0	0.2	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	5.6	5.2	3.8	100.0	0.3	0.2
教育、学習支援業	100.0	11.2	9.6	3.2	100.0	0.4	0.1
医療、福祉	100.0	12.1	9.2	6.1	100.0	0.5	0.3
複合サービス事業	100.0	20.2	17.9	5.3	100.0	0.7	0.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	11.4	8.0	5.6	100.0	0.3	0.1
平成30年	100.0	10.3	6.7	5.8	100.0	0.4	0.2

注:1)「事業所計」には、該当する労働者がいなかった事業所を含む。

2)「連続1か月以上休業した労働者」及び「退職した労働者」には、受け入れている派遣労働者は含まない。

3) 同じ労働者が連続1か月以上休業した後に退職した場合は、「退職した労働者」のみに計上している。

(2) メンタルヘルス対策への取組状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は 61.4%[平成 30 年調査 59.2%]となっており、前回調査より 2.2 ポイント上昇した。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所について、取組内容(複数回答)をみると、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)」が 62.7%[同 62.9%]と最も多く、次いで「職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック後の集団(部、課など)ごとの分析を含む)」が 55.5%[同 32.4%]となっている。(第2表)

第2表 メンタルヘルス対策の取組内容別事業所割合

		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)								
		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)							(単位:%)	
区 分	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所計 ¹⁾	メンタルヘルス対策について、衛生委員会又は安全衛生委員会での調査審議	メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任	教育研修・情報提供			職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック後の集団(部、課など)ごとの分析を含む)	健康診断後の保健指導等を通じた産業保健スタッフにおけるメンタルヘルス対策の実施	
					メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する事業所内の産業保健スタッフへの教育研修・情報提供			
令和2年	[61.4]	100.0	35.9	20.7	37.0	33.0	30.9	14.4	55.5	36.0
(事業所規模)										
1,000人以上	[98.2]	100.0	79.6	66.9	77.8	81.2	79.7	57.6	96.5	72.9
500～999人	[98.6]	100.0	77.7	51.6	68.7	69.0	63.8	45.9	88.9	61.3
300～499人	[96.6]	100.0	74.0	45.4	63.8	58.4	54.6	35.0	88.7	54.1
100～299人	[97.6]	100.0	64.8	36.5	55.6	46.4	40.9	28.5	82.2	53.6
50～99人	[89.8]	100.0	61.1	27.9	49.2	37.5	35.3	19.4	76.8	47.7
30～49人	[69.1]	100.0	36.2	21.7	40.2	38.8	33.2	14.8	53.0	30.0
10～29人	[53.5]	100.0	26.1	16.2	30.6	28.2	27.4	10.9	47.7	32.3
(再掲)50人以上	[92.8]	100.0	63.5	32.5	52.8	42.7	39.3	24.2	79.6	50.6
平成30年	[59.2]	100.0	29.6	19.8	36.2	56.3	31.9	13.0	32.4	36.3

		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)								
区 分	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)	職場復帰における支援(職場復帰支援プログラムの策定を含む)	メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備	外部機関を活用したメンタルヘルス対策の実施				メンタルヘルス不調の労働者に対する必要な配慮の実施	その他	
				地域産業保健センター(地域窓口)を活用	産業保健総合支援センターを活用	医療機関を活用	他の外部機関を活用 ²⁾			
令和2年	62.7	24.8	50.7	4.3	3.9	11.3	15.8	53.8	2.8	
(事業所規模)										
1,000人以上	99.1	82.0	91.8	6.6	10.5	26.3	46.7	85.2	1.6	
500～999人	97.7	65.8	86.0	3.1	5.7	24.2	37.0	79.5	2.4	
300～499人	98.0	57.8	76.2	2.2	4.7	24.2	28.8	77.4	1.2	
100～299人	95.0	39.1	61.3	3.9	5.2	20.1	19.2	60.9	1.7	
50～99人	88.6	27.4	55.2	2.8	5.1	19.1	13.6	55.1	3.7	
30～49人	62.4	25.6	44.0	6.6	3.6	12.2	15.5	57.9	2.1	
10～29人	52.7	21.2	49.4	4.1	3.5	8.1	15.4	51.0	2.9	
(再掲)50人以上	91.5	34.2	59.3	3.2	5.2	19.9	17.1	59.0	2.9	
平成30年	62.9	22.5	42.5	5.1	4.4	16.6	15.4	...	3.4	

注:1) []は、全事業所のうち、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合である。

2) 「他の外部機関」とは、精神保健福祉センター、(一社)日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいう。

(3) ストレスチェック結果の活用状況

ストレスチェックを実施した事業所のうち、結果の集団（部、課など）ごとの分析を実施した事業所の割合は78.6%[平成30年調査73.3%]であり、その分析結果を活用した事業所の割合は79.6%[同80.3%]となっている（第3表）。

第3表 ストレスチェック結果の集団ごとの分析の実施の有無、分析結果の活用の有無及び活用内容別事業所割合

(単位: %)

区 分	ストレスチェックを実施した事業所計 ¹⁾²⁾		ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した	ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施していない
	[62.7]	100.0	78.6	20.7
令和2年 (事業所規模)				
1,000人以上	[99.1]	100.0	94.7	5.3
500～999人	[97.7]	100.0	88.6	11.4
300～499人	[98.0]	100.0	86.5	12.4
100～299人	[95.0]	100.0	80.3	19.6
50～99人	[88.6]	100.0	80.5	19.3
30～49人	[62.4]	100.0	77.6	22.0
10～29人	[52.7]	100.0	77.3	21.6
(再掲)50人以上	[91.5]	100.0	81.1	18.6
平成30年	[62.9]	100.0	73.3	24.9

区 分	ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した ³⁾⁴⁾		分析結果を活用した ⁵⁾	分析結果の活用内容（複数回答）				
	(78.6)	100.0		79.6	<100.0>	業務配分の見直し	人員体制・組織の見直し	残業時間削減、休暇取得に向けた取組
令和2年 (事業所規模)					< 29.1 >	< 26.1 >	< 53.6 >	< 21.7 >
1,000人以上	(94.7)	100.0	88.6	<100.0>	< 35.4 >	< 34.1 >	< 47.7 >	< 25.1 >
500～999人	(88.6)	100.0	89.6	<100.0>	< 31.6 >	< 32.0 >	< 51.0 >	< 21.9 >
300～499人	(86.5)	100.0	87.5	<100.0>	< 26.6 >	< 24.0 >	< 51.2 >	< 18.1 >
100～299人	(80.3)	100.0	85.0	<100.0>	< 28.3 >	< 28.2 >	< 51.3 >	< 19.2 >
50～99人	(80.5)	100.0	80.0	<100.0>	< 26.5 >	< 25.5 >	< 58.4 >	< 21.3 >
30～49人	(77.6)	100.0	79.7	<100.0>	< 33.9 >	< 24.6 >	< 47.8 >	< 25.2 >
10～29人	(77.3)	100.0	77.7	<100.0>	< 28.7 >	< 26.1 >	< 54.3 >	< 21.5 >
(再掲)50人以上	(81.1)	100.0	82.5	<100.0>	< 27.4 >	< 26.7 >	< 55.2 >	< 20.5 >
平成30年	(73.3)	100.0	80.3	<100.0>	< 26.8 >	< 28.8 >	< 46.5 >	< 17.3 >

区 分	分析結果の活用内容（複数回答）						分析結果を特に活用していない
	上司・同僚に支援を求めやすい環境の整備	相談窓口の設置	管理監督者向け又は労働者向け研修の実施	従業員参加型の職場環境改善ワークショップの実施	衛生委員会又は安全衛生委員会での審議	その他	
令和2年 (事業所規模)	< 41.7 >	< 48.1 >	< 26.4 >	< 9.5 >	< 45.4 >	< 6.5 >	17.3
1,000人以上	< 44.3 >	< 53.9 >	< 46.9 >	< 14.1 >	< 63.6 >	< 8.7 >	9.8
500～999人	< 39.3 >	< 49.3 >	< 34.9 >	< 8.7 >	< 60.5 >	< 9.2 >	9.4
300～499人	< 35.2 >	< 44.5 >	< 31.7 >	< 4.7 >	< 57.7 >	< 5.2 >	12.2
100～299人	< 36.2 >	< 42.0 >	< 21.3 >	< 7.4 >	< 55.6 >	< 6.1 >	14.1
50～99人	< 44.1 >	< 51.1 >	< 19.2 >	< 7.8 >	< 56.4 >	< 5.7 >	17.1
30～49人	< 43.2 >	< 35.3 >	< 34.4 >	< 13.1 >	< 40.2 >	< 6.6 >	16.2
10～29人	< 41.8 >	< 52.3 >	< 27.2 >	< 9.8 >	< 39.4 >	< 6.8 >	18.8
(再掲)50人以上	< 40.7 >	< 47.6 >	< 21.6 >	< 7.6 >	< 56.4 >	< 6.0 >	15.5
平成30年	< 28.7 >	< 32.6 >	< 20.6 >	< 5.2 >	< 38.1 >	< 9.2 >	16.4

注:1) []は、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所のうち、ストレスチェックを実施した事業所の割合である。

2) 「ストレスチェックを実施した事業所計」には、「ストレスチェック結果の集団ごとの分析の有無不明」を含む。

3) ()は、ストレスチェックを実施した事業所のうち、ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した事業所の割合である。

4) 「ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した」には、「分析結果の活用の有無不明」を含む。

5) < >は、分析結果を活用した事業所のうち、分析結果の活用内容(複数回答)別にみた割合である。

2 化学物質のばく露防止対策に関する事項

(1) 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況

化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所の割合は13.2%となっている。

労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質を使用している事業所のうち、リスクアセスメントをすべて実施している事業所の割合は68.5%、同条の事業所には該当しないが、危険有害性がある化学物質(労働安全衛生法第28条の2第1項の規定に基づいてリスクアセスメントを行うことが努力義務とされている化学物質)を使用している事業所のうち、リスクアセスメントをすべて実施している事業所の割合は57.1%となっている。(第4表)

第4表 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況別事業所割合

<令和2年>		(単位:%)					
化学物質の種類	化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所計 ¹⁾²⁾	該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)している ³⁾	リスクアセスメントについて			該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)していない	
			すべて実施している	一部実施している	全く実施していない		
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	100.0	67.2 (100.0)	(68.5)	(24.1)	(7.3)	10.6	
[13.2]							
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質	100.0	52.5 (100.0)	(57.1)	(32.9)	(10.0)	11.6	

注:1) []は、全事業所のうち、化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所の割合である。

2)「化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所計」には、「該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)しているかわからない」及び「不明」を含む。

3) ()は、該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)している事業所のうち、リスクアセスメントの実施状況別にみた割合である。

(2) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合は2.4%となっている。

労働安全衛生法第57条に該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品の容器・包装にGHSラベルを表示している事業所の割合は62.4%、同条の事業所には該当しないが、危険有害性がある化学物質(労働安全衛生規則第24条の14で譲渡・提供者に危険有害性の表示が努力義務とされている化学物質)を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品の容器・包装にGHSラベルを表示している事業所の割合は53.6%となっている。

第5表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合

<令和2年>		(単位:%)					
化学物質の種類	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 ¹⁾²⁾	該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所 ³⁾	GHSラベルの表示状況				該当する化学物質を製造又は譲渡・提供していない
			すべて表示をしている	一部表示をしている	譲渡・提供先から求めがあれば表示をしている	全く表示をしていない	
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質	100.0	58.2 (100.0)	(62.4)	(4.8)	(11.0)	(21.8)	9.0
[2.4]							
労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質	100.0	43.2 (100.0)	(53.6)	(4.3)	(15.4)	(26.7)	15.5

注:1) []は、全事業所のうち、化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合である。

2)「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計」には、「該当する化学物質を製造又は譲渡・提供しているかわからない」及び「不明」を含む。

3) ()は、該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、GHSラベルの表示状況別にみた割合である。

(3) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況

労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品に安全データシート(SDS)を交付している事業所の割合は71.5%、同条の事業所には該当しないが、危険有害性がある化学物質(労働安全衛生規則第24条の15で譲渡・提供者に危険有害性の通知が努力義務とされている化学物質)を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品に安全データシート(SDS)を交付している事業所の割合は62.2%となっている。

第6表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況別事業所割合

<令和2年> (単位:%)

化学物質の種類	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 ¹⁾²⁾	安全データシート(SDS)の交付状況					該当する化学物質を製造又は譲渡・提供していない
		該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所 ³⁾	すべての製品に交付している ⁴⁾	一部の製品について交付している	譲渡・提供先から求めがあれば交付している	全く交付していない	
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	100.0	58.2 (100.0)	(71.5)	(2.5)	(18.9)	(7.2)	9.0
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質	100.0	43.2 (100.0)	(62.2)	(2.0)	(26.1)	(9.7)	15.5

注:1) []は、全事業所のうち、化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合である。
 2) 「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計」には、「該当する化学物質を製造又は譲渡・提供しているかわからない」及び「不明」を含む。
 3) ()は、該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、安全データシート(SDS)の交付状況別にみた割合である。
 4) 過去に交付済みの製品で引き続き同製品を製造又は譲渡・提供するにあたり、相手方の承諾を得て交付していない場合を含む。

3 受動喫煙防止対策に関する事項

事業所における禁煙・分煙状況について、屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしている事業所の割合は30.0%[平成30年調査13.7%]となっている。

健康増進法における施設分類の種類別にみると、第一種施設(学校・病院など受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設)では「屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしている」が63.1%、第二種施設(第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設)では「屋内を全面禁煙として、屋外喫煙所を設置している」が49.2%とそれぞれ最も多くなっている。(第7表)

第7表 禁煙・分煙状況別事業所割合

(単位:%)

区分	事業所計 ¹⁾²⁾	屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしている	屋内を全面禁煙として、屋外喫煙所を設置している ³⁾	事業所の屋内に喫煙専用室等を設置し、それ以外の屋内の場所を禁煙にしている ⁴⁾	屋内で自由に喫煙できる ⁵⁾
令和2年	[100.0]	100.0	30.0	46.7	18.8
第一種施設(学校、病院など) ⁶⁾	[16.2]	100.0	63.1	33.6	...
第二種施設	[83.8]	100.0	23.6	49.2	22.4
既存特定飲食提供施設	[5.4]	100.0	53.5	25.1	17.3
上記以外	[78.4]	100.0	21.6	50.9	22.8
平成30年	[100.0]	100.0	13.7	38.8	35.6

注:1) []は、全事業所のうち、健康増進法で分類した施設の割合である。
 2) 「事業所計」には、「禁煙・分煙状況不明」を含む。
 3) 平成30年は、「事業所の建物内全体を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている」として調査を行った。
 4) 平成30年は、「事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所を設け、それ以外の場所は禁煙にしている」「事業所の内部に空間的に隔離されていない喫煙場所を設け、それ以外の場所は禁煙にしている」「その他の方法で事業所内の喫煙可能場所と禁煙場所を区分している」として調査を行った。
 5) 平成30年は、「事業所内で自由に喫煙できる」「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」として調査を行った。
 6) 調査対象が民営事業所に限るため、地方公共団体が運営する学校や病院は含まない。

屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしていない事業所について、受動喫煙を防止するための取組を進めている事業所の割合は54.1%となっている。

このうち、取組内容(複数回答)をみると、「受動喫煙を望まない者が加熱式たばこ喫煙専用室での業務や飲食を避けるよう配慮している」が27.2%、次いで「20歳以上の労働者に対する措置」のうち「業務用車両内での喫煙時における周知啓発」が27.0%となっている。(第8表)

第8表 受動喫煙を防止するための取組の有無及び取組内容別事業所割合

<令和2年>

(単位:%)

区 分	屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしていない事業所計 ¹⁾²⁾	受動喫煙を防止するための取組を進めている ³⁾	受動喫煙を防止するための取組内容(複数回答)						
			受動喫煙防止対策を推進するための計画を策定	受動喫煙防止対策の担当部署を指定	受動喫煙防止対策の状況を衛生委員会等の調査審議事項としている	産業界の職場巡視で、受動喫煙防止対策の実施状況に留意している	受動喫煙防止対策に関する教育や相談対応の実施		
(事業所規模)	[65.5]	100.0	54.1	(100.0)	(15.6)	(11.8)	(14.8)	(13.5)	(23.7)
1,000人以上	[68.8]	100.0	92.6	(100.0)	(53.4)	(54.6)	(51.7)	(69.1)	(54.7)
500～999人	[66.3]	100.0	91.2	(100.0)	(37.8)	(46.5)	(52.3)	(51.5)	(40.9)
300～499人	[68.9]	100.0	85.5	(100.0)	(26.4)	(37.3)	(39.1)	(37.2)	(30.2)
100～299人	[76.5]	100.0	77.6	(100.0)	(23.9)	(24.7)	(33.7)	(36.1)	(26.6)
50～99人	[76.6]	100.0	70.2	(100.0)	(14.7)	(17.7)	(31.7)	(33.6)	(22.1)
30～49人	[72.2]	100.0	54.4	(100.0)	(16.5)	(11.1)	(12.8)	(10.3)	(24.6)
10～29人	[62.1]	100.0	49.2	(100.0)	(14.0)	(8.1)	(8.4)	(6.1)	(23.1)

区 分	受動喫煙を防止するための取組内容(複数回答)							特に取組を進めていない
	受動喫煙を受けやすい者(妊婦など)に特別な措置を行っている	20歳未満を喫煙可能な場所で立入禁止としている	20歳以上の労働者に対する措置			受動喫煙を望まない者が加熱式たばこ喫煙専用室での業務や飲食を避けるよう配慮している	その他	
勤務シフト、勤務フロア、動線等の工夫			喫煙専用室等の清掃等における配慮の周知啓発	業務用車両内での喫煙時における周知啓発				
(事業所規模)	(8.6)	(24.6)	(13.3)	(22.9)	(27.0)	(27.2)	(12.4)	43.0
1,000人以上	(15.0)	(48.2)	(23.8)	(27.7)	(27.7)	(28.3)	(4.6)	7.1
500～999人	(7.6)	(39.5)	(19.0)	(24.2)	(24.9)	(29.4)	(7.8)	8.2
300～499人	(9.3)	(48.0)	(16.9)	(25.2)	(29.9)	(25.4)	(7.6)	12.9
100～299人	(7.0)	(34.8)	(12.3)	(24.3)	(23.6)	(24.7)	(8.6)	21.0
50～99人	(8.0)	(26.7)	(10.1)	(26.9)	(26.5)	(24.8)	(12.4)	28.0
30～49人	(10.0)	(22.2)	(16.6)	(28.7)	(35.7)	(28.9)	(9.4)	42.6
10～29人	(8.5)	(22.8)	(13.1)	(20.3)	(25.3)	(27.5)	(13.9)	47.6

注:1) []は、全事業所のうち、屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしていない事業所の割合である。

2) 「屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしていない事業所計」には、「受動喫煙を防止するための取組の有無不明」を含む。

3) ()は、受動喫煙を防止するための取組を進めている事業所のうち、取組内容(複数回答)別にみた割合である。

4 長時間労働者に対する取組に関する事項

令和2年7月1日が含まれる1か月間の時間外・休日労働時間数が45時間超80時間以下の労働者がいた事業所の割合は16.3%[平成30年調査25.0%]、80時間超の労働者がいた事業所の割合は2.5%[同7.0%]となっている。

これらの長時間労働者がいた事業所のうち、面接指導の申し出があった長時間労働者に対する医師による面接指導の実施状況をみると、面接を実施した事業所の割合は、45時間超80時間以下の労働者がいた事業所は78.9%、80時間超の労働者がいた事業所は95.4%となっている。(第9表)

第9表 長時間労働者及び面接指導の申し出があった労働者がいる事業所並びに医師による面接指導の実施状況別事業所割合

(単位:%)

区分	事業所計	45時間超80時間以下の時間外・休日労働をした労働者がいた ¹⁾²⁾		面接指導の申し出があった労働者がいた ³⁾⁴⁾	医師による面接指導の実施状況			
					実施した	一部実施した	実施しなかった	
<45時間超80時間以下> 令和2年 (事業所規模)	100.0	16.3	(100.0)	(2.4)	<100.0>	< 78.9>	< 7.8>	< 12.2>
1,000人以上	100.0	86.0	(100.0)	(21.3)	<100.0>	< 95.7>	< 4.0>	< 0.3>
500～999人	100.0	69.7	(100.0)	(15.6)	<100.0>	< 90.5>	< 4.7>	< 4.8>
300～499人	100.0	53.9	(100.0)	(9.2)	<100.0>	< 87.5>	< 10.2>	< 2.3>
100～299人	100.0	41.1	(100.0)	(6.4)	<100.0>	< 65.6>	< 20.6>	< 10.3>
50～99人	100.0	27.2	(100.0)	(2.8)	<100.0>	< 97.0>	< ->	< 3.0>
30～49人	100.0	16.1	(100.0)	(1.0)	<100.0>	<100.0>*	< ->	< ->
10～29人	100.0	12.7	(100.0)	(0.9)	<100.0>	< 63.2>	< ->	< 36.8>
平成30年	100.0	25.0	(100.0)	(9.3)	< …>	< …>	< …>	< …>

区分	事業所計	80時間超の時間外・休日労働をした労働者がいた ¹⁾²⁾		面接指導の申し出があった労働者がいた ³⁾⁴⁾	医師による面接指導の実施状況			
					実施した	一部実施した	実施しなかった	
<80時間超> 令和2年 (事業所規模)	100.0	2.5	(100.0)	(12.1)	<100.0>	< 95.4>	< 3.8>	< 0.7>
1,000人以上	100.0	41.0	(100.0)	(54.5)	<100.0>	< 94.7>	< 3.9>	< 0.4>
500～999人	100.0	20.9	(100.0)	(39.9)	<100.0>	< 98.6>	< ->	< 1.4>
300～499人	100.0	14.8	(100.0)	(46.7)	<100.0>	< 94.5>	< 5.5>	< ->
100～299人	100.0	7.4	(100.0)	(28.4)	<100.0>	< 91.8>	< 8.2>	< ->
50～99人	100.0	4.1	(100.0)	(8.3)	<100.0>	< 95.2>	< ->	< 4.8>
30～49人	100.0	1.7	(100.0)	(6.9)	<100.0>	<100.0>*	< ->	< ->
10～29人	100.0	1.9	(100.0)	(3.9)	<100.0>	<100.0>*	< ->	< ->
平成30年	100.0	7.0	(100.0)	(17.6)	< …>	< …>	< …>	< …>

注:1) 長時間労働者には、受け入れている派遣労働者は含まない。

2) ()は、時間外・休日労働をした労働者がいた事業所のうち、面接指導の申し出があった労働者がいた事業所の割合である。

3) 「面接指導の申し出があった労働者がいた」には、「医師による面接指導の実施状況不明」を含む。

4) < >は、面接指導の申し出があった労働者がいた事業所のうち、医師による面接指導の実施状況別にみた割合である。

5 高齢労働者・外国人労働者に対する労働災害防止対策に関する事項

(1) 高齢労働者に対する労働災害防止対策の状況

60歳以上の高齢労働者が従事している事業所の割合は74.6%となっており、このうち高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる事業所の割合は81.4%となっている。

取組内容(複数回答)別にみると、「本人の身体機能、体力等に応じ、従事する業務、就業場所等を変更」が45.7%、「作業前に体調不良等の異常がないかを確認」が38.7%となっている。(第10表)

第10表 60歳以上の高齢労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

<令和2年>

(単位:%)

区分	60歳以上の高齢労働者が従事している事業所計 ¹⁾²⁾		高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)			
				手すり、滑り止め、照明、標識等の設置、段差の解消等を実施	作業スピード、作業姿勢、作業方法等の変更	作業前に体調不良等の異常がないかを確認	健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている
(事業所規模)	[74.6]	100.0	81.4	20.7	16.9	38.7	34.8
1,000人以上	[98.1]	100.0	91.4	45.5	21.9	36.7	70.4
500～999人	[98.1]	100.0	91.3	42.2	16.6	35.1	57.9
300～499人	[98.9]	100.0	90.9	41.6	17.8	40.5	59.4
100～299人	[93.8]	100.0	89.6	34.4	15.4	35.4	52.6
50～99人	[92.9]	100.0	89.4	27.6	19.3	44.8	47.7
30～49人	[82.9]	100.0	84.3	20.8	19.3	35.0	38.8
10～29人	[69.1]	100.0	78.5	17.9	16.1	38.9	29.7

区分	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)						
	医師等による面接指導等の健康管理を行っている	健康診断実施後に基礎疾患に関する相談・指導を行っている	定期的に体力測定を実施し、本人自身の転倒、墜落・転落等の労働災害リスクを判定し、加齢に伴う身体的変化を本人に認識させている	高齢労働者の身体機能の低下のための活動をしている	加齢に伴い身体機能・精神機能の変化と災害リスク、機能低下の予防の必要性について教育を行っている	本人の身体機能、体力等に応じ、従事する業務、就業場所等を変更	高所等の危険場所での作業や他の労働者に危険を及ぼすおそれのある作業(機械の運転業務等)に従事させないようにしている
(事業所規模)	7.4	19.4	3.8	4.6	6.2	45.7	16.3
1,000人以上	33.9	51.2	13.4	22.7	19.3	49.6	20.6
500～999人	24.1	43.4	5.7	15.8	14.4	49.1	19.2
300～499人	17.8	38.2	5.8	15.1	13.0	50.8	18.1
100～299人	16.0	28.6	4.1	9.8	12.5	49.2	16.5
50～99人	14.8	27.3	5.5	5.0	10.3	53.5	17.2
30～49人	8.7	23.2	1.6	6.5	5.4	50.2	18.9
10～29人	4.8	15.8	4.0	3.4	5.0	42.9	15.4

区分	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)				高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいない
	体調異変に備えて、できるだけ単独作業にならないようにしている	時間外労働の制限、所定労働時間の短縮等	深夜業の回数の減少又は昼間勤務への変更	その他	
(事業所規模)	18.3	32.9	10.9	1.5	16.8
1,000人以上	20.4	29.5	27.0	2.7	7.5
500～999人	16.0	31.9	24.3	2.1	7.7
300～499人	15.5	31.2	20.6	1.5	7.0
100～299人	15.7	30.3	16.3	1.9	8.8
50～99人	17.1	34.5	16.6	2.7	9.3
30～49人	18.0	32.8	10.3	1.0	14.4
10～29人	18.9	32.9	9.4	1.4	19.6

注:1) []は、全事業所のうち、60歳以上の高齢労働者が従事している事業所の割合である。

2)「60歳以上の高齢労働者が従事している事業所計」には、「高齢労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無不明」を含む。

(2) 外国人労働者に対する労働災害防止対策の状況

外国人労働者が従事している事業所の割合は 14.4%となっており、このうち外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる事業所の割合は 89.8%となっている。

取組内容(複数回答)別にみると、「定期的に必要な健康診断を受診させている」が 62.3%、「外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させている」が 49.8%となっている。(第 11 表)

第 11 表 外国人労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

<令和2年>

(単位:%)

区 分	外国人労働者が従事している事業所計 ¹⁾²⁾	外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)				
			母国語に翻訳された教材、視聴覚教材と用いるなど外国人労働者にわかる方法で災害防止の教育を行っている	外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させている	災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させている	災害防止に関する標識、掲示、表示灯について、図解や母国語を用いて理解できるようにしている	
(事業所規模)	[14.4]	100.0	89.8	25.1	49.8	35.9	19.2
1,000人以上	[68.9]	100.0	95.0	32.3	43.4	30.9	25.2
500～999人	[52.8]	100.0	93.2	33.2	42.8	30.5	29.6
300～499人	[43.7]	100.0	92.1	26.0	41.4	22.4	24.6
100～299人	[38.4]	100.0	92.4	25.3	43.3	37.8	21.2
50～99人	[26.6]	100.0	92.2	22.3	47.1	28.8	19.9
30～49人	[20.0]	100.0	86.0	25.0	55.0	30.3	16.1
10～29人	[9.7]	100.0	89.7	25.6	50.8	40.9	19.2

区 分	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)					外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいない
	同じ言語を話せる外国人労働者による実地の教育訓練(OJT)を行っている	免許の取得や技能講習の修了が必要な業務に従事させる際には、必要な資格を取得させている	定期的に必要な健康診断を受診させている	産業医や衛生管理者等を活用して、健康指導及び健康相談を行うようにしている	その他	
(事業所規模)	25.2	29.6	62.3	15.7	7.0	9.9
1,000人以上	23.4	38.8	90.5	61.4	5.2	4.8
500～999人	24.6	25.4	82.2	44.6	4.3	6.8
300～499人	22.9	29.7	84.5	39.9	5.8	6.2
100～299人	22.9	22.0	76.7	29.9	6.7	7.4
50～99人	26.7	25.3	74.4	32.5	7.8	7.7
30～49人	21.6	29.4	59.5	11.0	4.4	13.9
10～29人	26.9	33.0	54.0	5.8	7.9	10.0

注:1) []は、全事業所のうち、外国人労働者が従事している事業所の割合である。

2)「外国人労働者が従事している事業所計」には、「外国人労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無不明」を含む。

【個人調査】

1 仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項

(1) 仕事や職業生活に関するストレス

現在の仕事や職業生活に関することで、強い不安やストレス(以下「ストレス」という。)となっていると感じる事柄がある労働者の割合は 54.2%[平成 30 年調査 58.0%]となっている。

ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者について、その内容(主なもの3つ以内)をみると、「仕事の量」が 42.5%と最も多く、次いで「仕事の失敗、責任の発生等」が 35.0%、「仕事の質」が 30.9%となっている。(第 12 表)

第 12 表 仕事や職業生活に関するストレスの有無及び内容別労働者割合

		(単位:%)						
区 分	労働者計 ¹⁾	ストレスとなっていると感じる事柄がある ²⁾³⁾		ストレスの内容(主なもの3つ以内)			対人関係 (セクハラ・ パワハラを含む。)	役割・地位の 変化等(昇 進、昇格、配 置転換等)
				仕事の量・質 ⁴⁾	仕事の量	仕事の質		
令和 2 年	100.0	54.2	(100.0)	(56.7)	(42.5)	(30.9)	(27.0)	(17.7)
(年齢階級)								
20歳未満	100.0	14.7	(100.0)	(28.2)	(16.8)	(26.0)	(17.7)	(1.4)
20～29歳	100.0	53.1	(100.0)	(51.4)	(38.3)	(26.6)	(31.2)	(15.2)
30～39歳	100.0	55.6	(100.0)	(57.8)	(40.8)	(31.6)	(26.6)	(21.5)
40～49歳	100.0	57.2	(100.0)	(55.0)	(43.5)	(31.3)	(29.5)	(16.3)
50～59歳	100.0	58.3	(100.0)	(62.9)	(47.6)	(32.8)	(24.6)	(18.6)
60歳以上	100.0	34.4	(100.0)	(47.8)	(32.2)	(28.0)	(16.9)	(13.8)
(性)								
男	100.0	58.4	(100.0)	(60.2)	(44.4)	(34.7)	(24.7)	(19.6)
女	100.0	49.0	(100.0)	(51.6)	(39.8)	(25.3)	(30.5)	(15.0)
(就業形態)								
正社員	100.0	59.1	(100.0)	(60.3)	(45.0)	(33.5)	(25.8)	(19.8)
契約社員	100.0	52.6	(100.0)	(34.6)	(21.7)	(20.8)	(30.4)	(9.1)
パートタイム労働者	100.0	35.2	(100.0)	(47.3)	(40.2)	(17.3)	(35.3)	(7.3)
派遣労働者	100.0	53.9	(100.0)	(40.1)	(13.3)	(30.7)	(19.1)	(2.5)
平成30年	100.0	58.0	(100.0)	(59.4)	(…)	(…)	(31.3)	(22.9)

区 分	ストレスの内容(主なもの3つ以内)						ストレスとな っていると 感じる事柄 がない
	仕事の失敗、 責任の発生等	顧客、取引先 等からの クレーム	事故や災害の 体験	雇用の安定性	会社の将来性	その他	
令和 2 年	(35.0)	(18.9)	(2.7)	(15.0)	(20.9)	(11.5)	45.3
(年齢階級)							
20歳未満	(47.1)	(28.2)	(0.7)	(4.4)	(0.7)	(30.9)	85.1
20～29歳	(43.8)	(18.4)	(1.5)	(6.6)	(21.3)	(13.5)	46.4
30～39歳	(33.3)	(19.7)	(1.2)	(13.9)	(25.7)	(9.3)	43.9
40～49歳	(37.1)	(15.2)	(3.6)	(18.7)	(22.3)	(11.5)	42.0
50～59歳	(30.3)	(22.1)	(2.8)	(14.2)	(14.2)	(12.5)	41.5
60歳以上	(29.3)	(22.6)	(6.0)	(22.4)	(25.2)	(9.5)	65.1
(性)							
男	(36.1)	(21.1)	(3.5)	(12.5)	(24.9)	(8.4)	41.1
女	(33.4)	(15.6)	(1.5)	(18.7)	(15.1)	(16.0)	50.4
(就業形態)							
正社員	(37.3)	(18.6)	(2.8)	(11.9)	(23.8)	(9.9)	40.1
契約社員	(27.3)	(16.7)	(5.6)	(27.4)	(10.6)	(22.5)	47.4
パートタイム労働者	(24.7)	(24.4)	(0.8)	(22.8)	(10.6)	(14.4)	64.8
派遣労働者	(43.8)	(3.9)	(0.4)	(62.3)	(3.1)	(24.0)	46.1
平成30年	(34.0)	(13.1)	(3.0)	(13.9)	(22.2)	(11.2)	41.7

注:1)「労働者計」には、「ストレスとなっていると感じる事柄の有無不明」を含む。
 2)「ストレスとなっていると感じる事柄がある」には、「ストレスの内容不明」を含む。
 3) ()は、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者のうち、ストレスの内容(主なもの3つ以内)別にみた割合である。
 4)「仕事の量・質」は、令和2年は「仕事の量」と「仕事の質」として調査を行った。

(2) 仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスについて相談できる人の有無等

現在の自分の仕事や職業生活でのストレスについて相談できる人がいる労働者の割合は90.8%[平成30年調査92.8%]となっている。

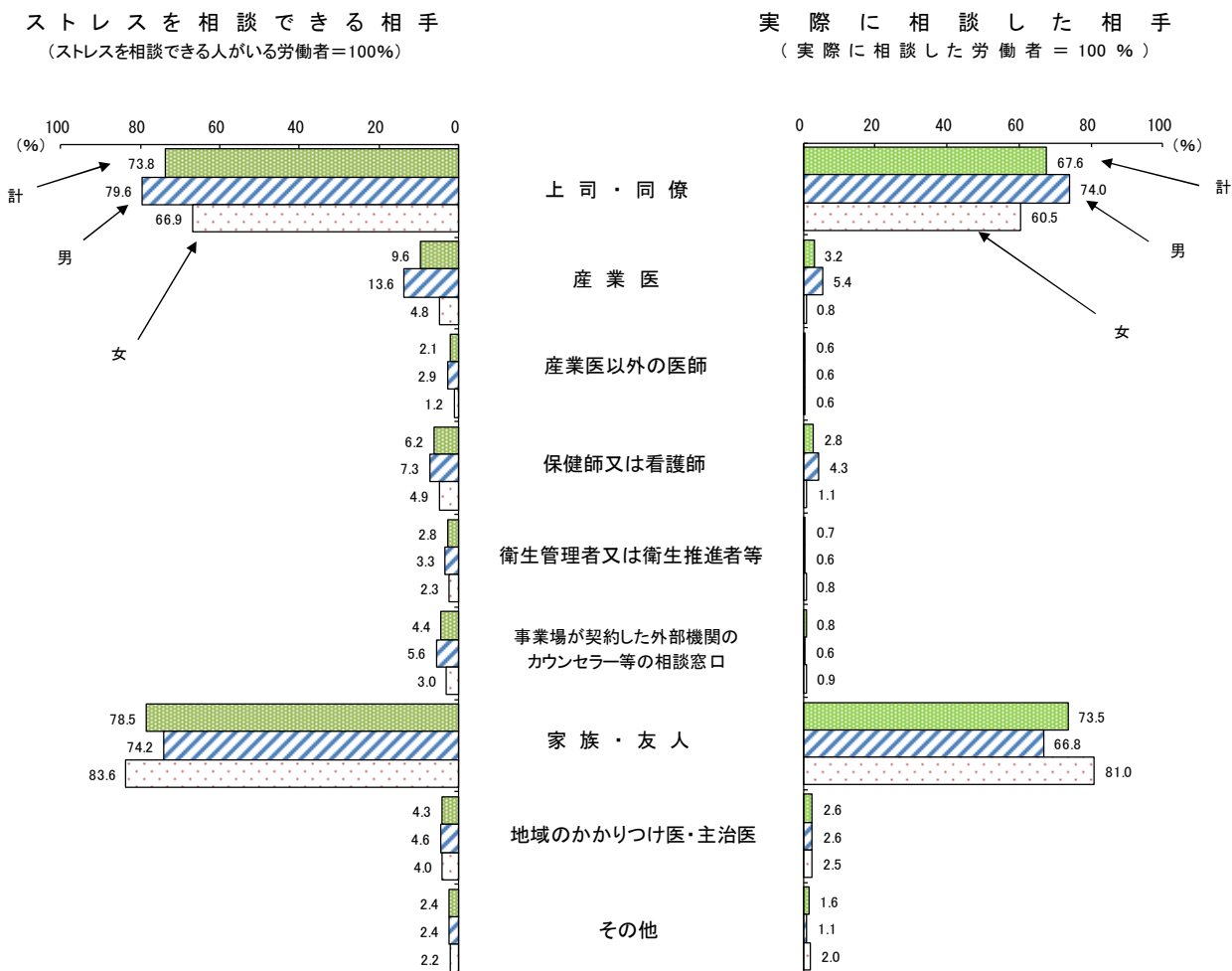
ストレスを相談できる人がいる労働者について、相談できる相手(複数回答)をみると、「家族・友人」が78.5%[同79.6%]と最も多く、次いで「上司・同僚」が73.8%[同77.5%]となっている。

これを男女別にみると「家族・友人」が男性74.2%、女性83.6%、「上司・同僚」が男性79.6%、女性66.9%となっている。(第1図、第13表)

また、ストレスについて相談できる相手がいる労働者のうち、実際に相談した労働者の割合は74.1%[同80.4%]となっており、相談した相手(複数回答)をみると、「家族・友人」が73.5%[同76.3%]と最も多く、次いで「上司・同僚」が67.6%[同69.7%]となっている。

これを男女別にみると「家族・友人」が男性66.8%、女性81.0%、「上司・同僚」が男性74.0%、女性60.5%となっている(第1図、第14表)。

第1図 ストレスを相談できる相手及び実際に相談した相手(複数回答)(令和2年)



第13表 ストレスを相談できる人の有無、相談できる相手別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計 ¹⁾	ストレスを相談できる人がいる ²⁾		相談できる相手(複数回答)			
				職場の事業場外資源を含めた相談先			
				上司・同僚	産業医	産業医以外の医師	保健師又は看護師
令和2年	100.0	90.8	(100.0)	(73.8)	(9.6)	(2.1)	(6.2)
(年齢階級)							
20歳未満	100.0	94.3	(100.0)	(27.1)	(0.3)	(0.3)	(1.0)
20～29歳	100.0	95.3	(100.0)	(69.7)	(7.5)	(1.7)	(4.4)
30～39歳	100.0	89.1	(100.0)	(78.1)	(8.4)	(2.6)	(5.0)
40～49歳	100.0	92.7	(100.0)	(75.6)	(9.4)	(1.2)	(3.6)
50～59歳	100.0	89.9	(100.0)	(73.5)	(13.5)	(2.5)	(12.3)
60歳以上	100.0	84.0	(100.0)	(67.2)	(6.6)	(3.9)	(4.7)
(性)							
男	100.0	89.5	(100.0)	(79.6)	(13.6)	(2.9)	(7.3)
女	100.0	92.5	(100.0)	(66.9)	(4.8)	(1.2)	(4.9)
(就業形態)							
正社員	100.0	91.0	(100.0)	(76.0)	(12.0)	(2.6)	(7.8)
契約社員	100.0	87.0	(100.0)	(70.3)	(4.3)	(0.9)	(3.3)
パートタイム労働者	100.0	91.7	(100.0)	(66.9)	(2.2)	(0.8)	(1.5)
派遣労働者	100.0	85.8	(100.0)	(72.4)	(2.0)	(2.3)	(0.4)
平成30年	100.0	92.8	(100.0)	(77.5)	(8.8)	(1.9)	(3.8)

区 分	相談できる相手(複数回答)					ストレスを相談できる人はいない	職場の事業場外資源を含めた相談先に相談できる人がいる ³⁾
	職場の事業場外資源を含めた相談先		家族・友人	地域のかかりつけ医・主治医	その他		
	衛生管理者又は衛生推進者等	事業場が契約した外部機関のカウンセラー等の相談窓口					
令和2年	(2.8)	(4.4)	(78.5)	(4.3)	(2.4)	5.6	69.2
(年齢階級)							
20歳未満	(0.1)	(0.3)	(95.4)	(3.4)	(2.1)	1.6	25.5
20～29歳	(3.4)	(5.4)	(90.5)	(5.1)	(2.6)	2.9	67.8
30～39歳	(2.7)	(3.2)	(80.4)	(3.3)	(2.9)	6.0	71.5
40～49歳	(2.8)	(3.6)	(80.2)	(4.3)	(2.9)	5.0	71.7
50～59歳	(2.9)	(7.3)	(70.2)	(3.7)	(1.1)	7.2	69.7
60歳以上	(2.3)	(1.3)	(68.6)	(7.6)	(2.1)	7.2	59.7
(性)							
男	(3.3)	(5.6)	(74.2)	(4.6)	(2.4)	7.1	72.9
女	(2.3)	(3.0)	(83.6)	(4.0)	(2.2)	3.9	64.7
(就業形態)							
正社員	(3.6)	(5.7)	(77.1)	(4.1)	(2.1)	5.7	72.1
契約社員	(1.1)	(2.0)	(76.3)	(7.7)	(5.8)	8.3	62.3
パートタイム労働者	(0.2)	(0.7)	(83.7)	(4.1)	(1.1)	3.9	61.6
派遣労働者	(1.7)	(0.5)	(85.8)	(6.8)	(11.5)	12.0	62.5
平成30年	(2.4)	(3.0)	(79.6)	(5.6)	(1.8)	5.0	73.3

注:1)「労働者計」には、「ストレスを相談できる人の有無不明」を含む。

2) ()は、ストレスを相談できる人がいる労働者のうち、相談できる相手(複数回答)別にみた割合である。

3)「職場の事業場外資源を含めた相談先に相談できる人がいる」は、「上司・同僚」、「産業医」、「産業医以外の医師」、「保健師又は看護師」、「衛生管理者又は衛生推進者等」又は「事業場が契約した外部機関のカウンセラー、『こころの耳電話相談』等の相談窓口」のいずれかに相談できる人がいる労働者の割合である。

第14表 ストレスを実際に相談した人の有無、実際に相談した相手別労働者割合

(単位:%)

区 分	ストレスを相談できる人がいる労働者計 ¹⁾²⁾		実際に相談した ³⁾		実際に相談した相手(複数回答)			
					職場の事業場外資源を含めた相談先			
					上司・同僚	産業医	産業医以外の医師	保健師又は看護師
令和2年	[90.8]	100.0	74.1	(100.0)	(67.6)	(3.2)	(0.6)	(2.8)
(年齢階級)								
20歳未満	[94.3]	100.0	33.3	(100.0)	(42.8)	(-)	(0.6)	(-)
20～29歳	[95.3]	100.0	79.7	(100.0)	(62.4)	(0.6)	(1.2)	(1.4)
30～39歳	[89.1]	100.0	76.7	(100.0)	(69.9)	(1.2)	(0.4)	(0.9)
40～49歳	[92.7]	100.0	77.3	(100.0)	(68.9)	(1.8)	(0.4)	(1.6)
50～59歳	[89.9]	100.0	70.6	(100.0)	(68.9)	(9.6)	(0.6)	(7.9)
60歳以上	[84.0]	100.0	59.0	(100.0)	(62.1)	(1.0)	(1.0)	(0.7)
(性)								
男	[89.5]	100.0	71.5	(100.0)	(74.0)	(5.4)	(0.6)	(4.3)
女	[92.5]	100.0	77.1	(100.0)	(60.5)	(0.8)	(0.6)	(1.1)
(就業形態)								
正社員	[91.0]	100.0	76.1	(100.0)	(69.5)	(4.2)	(0.7)	(3.6)
契約社員	[87.0]	100.0	72.8	(100.0)	(67.7)	(0.7)	(0.3)	(0.6)
パートタイム労働者	[91.7]	100.0	68.3	(100.0)	(60.7)	(0.1)	(0.0)	(0.1)
派遣労働者	[85.8]	100.0	58.3	(100.0)	(65.2)	(0.4)	(1.3)	(0.6)
平成30年	[92.8]	100.0	80.4	(100.0)	(69.7)	(2.4)	(1.3)	(2.2)

区 分	実際に相談した相手(複数回答)					実際に相談したことはない	職場の事業場外資源を含めた相談先に相談した ⁴⁾
	職場の事業場外資源を含めた相談先		家族・友人	地域のかかりつけ医・主治医	その他		
	衛生管理者又は衛生推進者等	事業場が契約した外部機関のカウンセラー等の相談窓口					
令和2年	(0.7)	(0.8)	(73.5)	(2.6)	(1.6)	14.7	51.2
(年齢階級)							
20歳未満	(-)	(-)	(88.2)	(0.5)	(5.8)	61.8	14.2
20～29歳	(0.7)	(0.2)	(89.4)	(4.0)	(1.7)	14.0	50.3
30～39歳	(1.6)	(1.6)	(75.4)	(2.1)	(2.3)	14.3	55.4
40～49歳	(0.2)	(0.8)	(75.0)	(2.4)	(1.5)	11.7	54.1
50～59歳	(0.5)	(0.3)	(61.7)	(1.7)	(0.7)	15.9	50.0
60歳以上	(0.8)	(0.7)	(62.6)	(4.5)	(1.9)	21.4	37.4
(性)							
男	(0.6)	(0.6)	(66.8)	(2.6)	(1.1)	17.0	54.0
女	(0.8)	(0.9)	(81.0)	(2.5)	(2.0)	12.1	47.8
(就業形態)							
正社員	(0.9)	(1.0)	(71.5)	(2.2)	(1.4)	13.9	54.4
契約社員	(0.5)	(0.4)	(69.8)	(7.7)	(2.3)	17.7	49.8
パートタイム労働者	(0.0)	(-)	(83.1)	(2.4)	(0.9)	15.6	41.5
派遣労働者	(-)	(-)	(81.7)	(1.9)	(18.0)	25.2	38.8
平成30年	(0.7)	(0.3)	(76.3)	(3.8)	(1.4)	13.2	57.4

注: 1) []は、全労働者のうち、ストレスを相談できる人がいる労働者の割合である。

2) 「ストレスを相談できる人がいる労働者計」には、「ストレスを実際に相談したことの有無不明」を含む。

3) ()は、実際に相談した労働者のうち、相談した相手(複数回答)別にみた割合である。

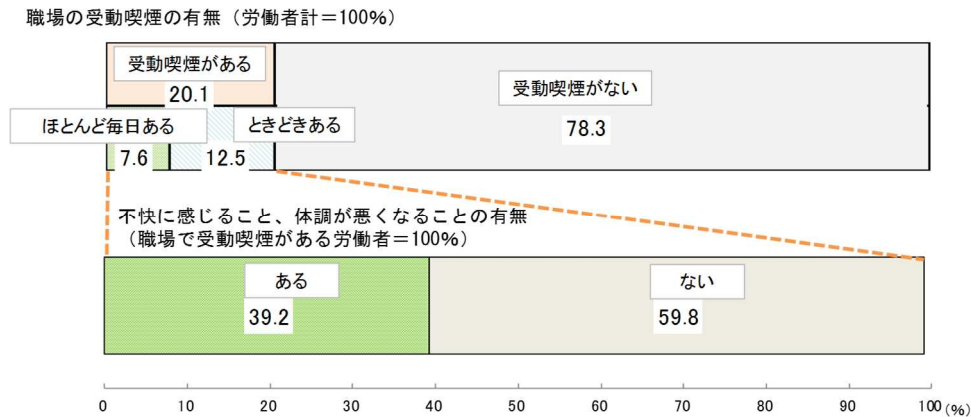
4) 「職場の事業場外資源を含めた相談先に相談した」は、「上司・同僚」、「産業医」、「産業医以外の医師」、「保健師又は看護師」、「衛生管理者又は衛生推進者等」又は「事業場が契約した外部機関のカウンセラー、『こころの耳電話相談』等の相談窓口」のいずれかに相談した労働者の割合である。

2 喫煙に関する事項

職場で受動喫煙がある労働者の割合は、「ほとんど毎日ある」7.6%[平成30年調査 9.3%]、「ときどきある」12.5%[同 19.6%]を合わせて20.1%[同 28.9%]となっている。

このうち、職場の受動喫煙に関して、「不快に感じること、体調が悪くなることがある」とする労働者の割合は39.2%[同 43.2%]となっている。(第2図、第15表)

第2図 職場の受動喫煙の状況別労働者割合(令和2年)



第15表 職場の受動喫煙の有無、受動喫煙により不快に感じること、体調が悪くなることの有無別労働者割合(単位:%)

区分	労働者計 ¹⁾	職場で受動喫煙がある			職場で受動喫煙がない
		ほとんど毎日ある	ときどきある		
令和2年	100.0	20.1	7.6	12.5	78.3
(年齢階級)					
20歳未満	100.0	13.5	1.8	11.8	83.9
20~29歳	100.0	17.8	6.0	11.9	81.5
30~39歳	100.0	25.1	10.7	14.4	74.2
40~49歳	100.0	20.2	7.5	12.8	78.7
50~59歳	100.0	19.3	7.4	11.9	79.2
60歳以上	100.0	13.9	4.7	9.2	79.2
(性)					
男	100.0	26.1	10.7	15.3	72.7
女	100.0	12.8	3.8	8.9	85.3
平成30年	100.0	28.9	9.3	19.6	70.1

区分	職場で受動喫煙がある労働者 ²⁾³⁾	不快に感じること、体調が悪くなることのある		不快に感じること、体調が悪くなることのない		
		よくある	たまにある	よくある	たまにある	
令和2年	[20.1]	100.0	39.2	10.7	28.5	59.8
(年齢階級)						
20歳未満	[13.5]	100.0	18.1	0.8	17.4	81.9
20~29歳	[17.8]	100.0	33.4	11.3	22.1	66.1
30~39歳	[25.1]	100.0	35.7	6.7	29.0	64.3
40~49歳	[20.2]	100.0	40.9	16.3	24.6	58.7
50~59歳	[19.3]	100.0	44.4	7.8	36.6	54.1
60歳以上	[13.9]	100.0	40.6	11.0	29.7	52.3
(性)						
男	[26.1]	100.0	35.1	10.0	25.1	64.1
女	[12.8]	100.0	49.6	12.5	37.1	48.9
平成30年	[28.9]	100.0	43.2	9.9	33.3	56.5

注:1)「労働者計」には、「職場での受動喫煙の有無不明」を含む。

2) []は、全労働者のうち、職場で受動喫煙がある労働者の割合である。

3)「職場で受動喫煙がある労働者」には、「体調不良等の有無不明」を含む。

主な用語の説明

「常用労働者」

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1 か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。
他社から受け入れた出向者、転籍者も含む。

「派遣労働者」

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者をいう。

「正社員」

フルタイム勤務で期間を定めずに雇われている者(定年まで雇用される者も含める。)をいう。

「契約社員」

フルタイム勤務で1 か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。

「パートタイム労働者」

フルタイム勤務の労働者より1 日の所定労働時間が短い、又は1 週の所定労働日数が少ない者で、期間を定めずに又は1 か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。

「メンタルヘルス対策」

事業所において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置をいう(労働安全衛生法第70 条の2、労働者の心の健康の保持増進のための指針)。

「メンタルヘルス不調」

精神及び行動の障害に分類される精神障害のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活の質に影響を与える可能性のある精神的及び行動上の問題を幅広く含むものをいう。

「安全衛生委員会」

安全委員会(労働安全衛生法第17 条(同法施行令第8 条第1 号業種の労働者数50 人以上の事業所及び第2 号業種の労働者数100 人以上の事業所))及び衛生委員会(労働安全衛生法第18 条(労働者数50 人以上の事業所))を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいう(労働安全衛生法第19 条)。委員の構成・調査審議の内容はそれぞれの委員会に準じている。

保安委員会、工場委員会などと呼ばれていても、安全衛生委員会等と目的と活動内容が同じで、事業所内に設置されていれば、その名称にかかわらず、安全衛生委員会等に該当する。

「事業所内の産業保健スタッフ」

メンタルヘルス対策が効果的に実施されるよう、労働者や管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルス対策の実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業所外資源（専門医療機関など）とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たす人々のことで、産業医、衛生管理者、保健師等をいう。

「産業医」

常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいう（労働安全衛生法第 13 条）。

「ストレスチェック」

労働者のストレスについて調査票などを用いて現在の状況を把握し、本人に気づきを与えるために実施するものをいう。常時 50 人以上の労働者を使用する事業所においては、実施が義務となっている。（労働安全衛生法第 66 条の 10）

「ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析」

ストレスチェックの結果を一定の集団（部、課など）ごとに集計して、当該集団の特徴や傾向を分析することをいう。また、その結果を職場環境の改善に活用するものである。

ストレスチェックを実施した場合は、集団ごとの分析を行うことが事業者の努力義務となっている。（労働安全衛生規則第 52 条の 14）

「職場復帰支援プログラム」

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたものをいい、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等から構成される。

「地域産業保健センター（地域窓口）」

労働者数 50 人未満の小規模事業所では産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理を行うことは困難な場合が多くあることから、こうした小規模事業所を支援するための都道府県に設置された機関をいう。健康診断実施後の対応や長時間労働者に対する面接指導等の産業保健サービスを提供しており、面接指導等には医師やカウンセラー等が対応する。

「産業保健総合支援センター」

産業医や衛生管理者などの事業所内の産業保健スタッフに対して、心の健康づくり対策についてのサービス（職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業所内の相談体制作りの支援等）を提供する機関をいう。「地域産業保健センター（地域窓口）」が行う活動に対して専門的、技術的な支援を行っており、独立行政法人労働者健康安全機構が運営している。

「化学物質に関するリスクアセスメント」

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいう。

「労働安全衛生法第 57 条の 2 に該当する化学物質」

譲渡・提供者に安全データシート（SDS）の交付が義務付けられている化学物質をいう。

「労働安全衛生法第 57 条の 2 には該当しないが、危険有害性がある（GHS 分類において危険有害性のクラス又は区分がつく）化学物質」

譲渡・提供者に安全データシート（SDS）の交付が努力義務とされている化学物質をいう（労働安全衛生規則第 24 条の 15）。

「安全データシート（SDS）」

化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいう。

なお、SDS は、平成 23 年度までは一般に「MSDS（化学物質等安全データシート）」と呼ばれていたが、国際整合の観点から、GHS で定義されている「SDS」に統一され、JIS Z 7253 においても「SDS」とされている。

「GHS 分類」

国連が平成 15 年 7 月に勧告した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」における分類をいい、危険有害性がある全ての化学物質が一定の基準に従ってクラス又は区分ごとに分かれている（隔年ごとに改訂）。

ただし、成形品は除かれており、また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等については、原則 GHS では表示の対象とされていない。

（GHS：The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略）

「危険有害性がある化学物質」

GHS 分類において危険有害性のクラス又は区分が付いており、譲渡・提供者に安全データシート（SDS（Safety Data Sheet））の交付が努力義務とされている化学物質をいう（労働安全衛生規則第 24 条の 15）。

「労働安全衛生法第 57 条に該当する化学物質」

爆発性の物、発火性の物、引火性の物等、労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物質として、譲渡・提供者に容器に危険有害性を表示することが義務付けられている化学物質をいう。

「労働安全衛生法第 57 条には該当しないが、危険有害性がある（GHS 分類において危険有害性のクラス又は区分がつく）化学物質」

譲渡・提供者に危険有害性の表示が努力義務とされている化学物質をいう（労働安全衛生規則第 24 条の 14）。

「GHSラベル」

化学品を世界的に統一されたルールに従って危険有害性ごとに分類（GHS分類）し、その情報を一目で分かるようにしたラベルの表示をいう（労働安全衛生法第57条）。

<例>



可燃性ガス

エアゾール

引火性液体

可燃性固体

自己反応性化学品



急性毒性

（区分1～区分3）



呼吸器感作性

生殖細胞変異原性

発がん性等



急性毒性（区分4）

皮膚刺激性（区分2）

眼刺激性（区分2A）

「健康増進法」

令和2年4月1日より改正健康増進法が全面施行され、多くの人が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について講ずべき措置を定めている。

「第一種施設」

学校・病院・児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設をいう。

「第二種施設」

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。

一般の事務所や工場等は、この第二種施設に該当する。

「喫煙専用室又は加熱式たばこ喫煙専用室」

第二種施設等の屋内又は内部の一部の場所で、構造又は設備がその室外の場所（第二種施設等の屋内又は内部の場所に限り）へのたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室を喫煙できる場所として定めたものをいう。

喫煙専用室内では飲食等を行うことは認められていないが、加熱式たばこ喫煙専用室内では飲食等を行うことが可能となっている。

「時間外・休日労働時間」

休憩時間を除き、1週当たり40時間を超えて労働した場合における、その超えた時間をいう。

1か月当たりの時間外・休日労働時間＝

1か月の総労働時間（労働時間数＋延長時間数＋休日労働時間数）－

（計算期間（1か月間）の総暦日数／7）×40

「医師による面接指導」

長時間の労働により疲労が蓄積し、健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じることをいう。

事業者は時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者に対し、医師による面接指導を実施することが義務づけられている。(労働安全衛生法第66条の8第1項、労働安全衛生規則第52条の2第1項)

「外国人労働者」

出入国管理及び難民認定法で定められている在留資格の範囲内において、我が国での活動が認められており、在留資格に定められた範囲で就労活動が認められる在留資格とは、以下のものをいう。

教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習、特定活動（ワーキングホリデー、EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士等）

「セクハラ」

職場のセクシュアルハラスメントのことで、「労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること。また、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなり、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいう。

「パワハラ」

職場のパワーハラスメントのことで、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいう。

「事業場が契約した外部機関のカウンセラー」

個々の労働者に対してメンタルヘルス対策を実施する担当者（精神保健福祉士、臨床心理士や産業カウンセラー）をいう。